

追 加 情 報

『<全訂四版>医療法人の設立・運営・承継と税務対策』（平成 25 年 6 月 10 日刊行）を刊行後、「第 2 章 医療法人の税務上の留意点<相続税・贈与税編>」の Q124、Q126 に関連する以下の改正がありましたのでご留意ください。

税務研究会出版局

高裁判決（平成 25 年 2 月 28 日判決）を受け、現下の上場会社の株式等の保有状況等に基づき、財産評価基本通達 189(2)の改正が行われ（平成 25 年 5 月 27 日 課評 2-10 他）、大会社の株式保有割合による株式保有特定会社の判定基準が、「25%以上」から「50%以上」になりました。

詳しくは国税庁 HP で公表されている「財産評価基本通達における大会社の株式保有割合による株式保有特定会社の判定基準の改正について」などをご覧ください。

(<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h24/kabushikhoyu/index.htm>)

(H25.6.10)